主 文本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人五井節蔵の控訴理由は、末尾に添附する控訴趣意書と題する書面に記載するとおりである。 (前略)

〈要旨第一〉次に、原判示第一の外国為替及外国貿易管理法違反の事実は、判示空港外貨申告所において携帯外貨を申告〈/要旨第一〉しないで通過したときに成立する罪であり、原判示第二の関税法違反の事実は、免許を受けないで外貨を輸入しようとしたが、税関官吏に発見されたため、その目的を遂げなかつたという罪であるから、両者は性質上別個の所為である。従つて、この両者の罪を刑法第五四条第一項前段の規定を適用して処理するわけにはいかない。それで、原判決が両者の罪につき被告人を各別に処断したのは、まさに、正当であつたといわなくてはならない。してみれば、論旨第四点の所論は採用すべき限りでなく、該論旨は理由がない。

してみれば、論旨第四点の所論は採用すべき限りでなく、該論旨は理由がない。 次に、同一の物件が二つの罪に係るものである場合、法規の定める所に従つて、 各別の言渡をしたとしても、もとより、違法である筈はない。原判決が判示米国軍 票拾ドル紙幣三二五枚及び同五ドル紙幣二二枚につき、判示第一の罪の組成物とし て刑法第一九条第一項第二号第二項に則り、また判示第二の罪に係る貨物として関 税法第八三条第一項に従い、夫々没収の言渡をしたのは、まさに、その所論の通り である。従つて、原判決のこの措置を非難する論旨第五点の所論は、とうてい採用 すべくもなく、該論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫荘太郎 判事 渡辺好人)